

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月11日（月）午後1時30分から午後1時55分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3 出席者

農業委員（9人）

会 長	6番	中 山 雅 史
会長職務代理	2番	菊 地 典 夫
委 員	1番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	中 山 茂
委 員	4番	中 山 一 徳
委 員	5番	海老原 茂
委 員	7番	仲 井 一 人 雄
委 員	9番	岡 野 幸 雄
委 員	10番	榎 田 実

農地利用最適化推進委員（8人）

委 員	大 山 謙 吉
委 員	澁 谷 正 信
委 員	飯 田 一 夫
委 員	小 菅 庄 一
委 員	吉 田 義 博
委 員	山 中 正 市
委 員	瀬 川 仁
委 員	飯 泉 秀 夫

農業委員会事務局職員（3人）

事 務 局 長	千 葉 裕 康
事 務 局 長 補 佐	大 久 保 慎 太 郎

4 欠席委員

委 員	8番	文 藏 雄 嗣
農地利用最適化推進委員		文 隨 靖
農地利用最適化推進委員		中 島 一 郎

5. 傍聴者
なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（千葉事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和5年12月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくようお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

師走の大変お忙しい中、12月の定例総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

令和5年も残りわずかとなりましたが、この1年間、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんには、大変なご尽力をいただきまして、改めまして感謝を申し上げたいと思います。

来年からは、より一層充実した総会の議案に対する審議、農地利用最適化の積極的な推進を図っていきたく思いますので、引き続きのご尽力をお願いいたします。

最後に、本日の総会は、議案4件と報告事項3件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願

たします。

1. 事務局（千葉事務局長）

ありがとうございました。本日は、8番文蔵委員より欠席の旨の通告がありました。出席委員は10名中9名の出席でございます。

委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員の8名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、5番海老原委員、7番仲井委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は1件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、XXXXXXXXXX、地目は登記、現況とも畑、面積はXXXXXX㎡でございます。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。4番中山一徳委員よりお願いします。

1. 中山一徳委員

1月4日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

当日は、中山会長、菊地職務代理者、仲井委員、私、事務局からは千葉事務局長、大久保事務局長補佐の6名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は2ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの南東側になります。

申請地の農地区分は、おおむねXXXXXXXXXXメートル以内に、XXXXXXXXXXがあることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆XXXXXXXXXXm²を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議 長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は3件となっております。3ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、[REDACTED]、地目は登記、現況とも畑、面積は m^2 、[REDACTED]、地目は登記、現況とも畑、面積は m^2 、[REDACTED]、地目は登記、現況とも畑、面積は[REDACTED] m^2 、合計3筆、[REDACTED] m^2 の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、[REDACTED]、地目は登記、現況とも畑、面積は[REDACTED] m^2 の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、[REDACTED]、地目は登記、現況とも畑、面積は[REDACTED] m^2 の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。7番仲井委員よりお願いします。

1. 仲井委員

12月4日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で中山一徳委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は4ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、新規就農者になります。

申請地は、登記、現況とも畑、3筆、[REDACTED] m^2 を贈与により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、3番は譲受人が同一のため、一括して報告いたします。地図は5ページになります。

申請地は、[]の[]になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約[]アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、2筆、[]m²を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、受付番号1番から3番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第2号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号は原案のと

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第3号の受付番号1番から108番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第3号の受付番号1番から108番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号109番について審議いたします。10番榎田委員の退席をお願いします。

（榎田委員退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号109番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第3号の受付番号109番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第3号の受付番号109番については原案のとおり許可することに決定いたしました。榎田委員の復席をお願いします。

（榎田委員復席）

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号110番、111番について審議いたします。9番岡野委員の退席をお願いします。

（岡野委員退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号110番、111番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第3号の受付番号110番、111番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第3号の受付番号110番、111番については原案のとおり許可することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

（岡野委員復席）

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号112番から118番について審議いたします。2番菊地職務代理者の退席をお願いします。

（菊地職務代理者退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号112番から118番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第3号の受付番号112番から118番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第3号の受付番号112番から1

18番については原案のとおり許可することに決定いたしました。菊地職務代理者の復席をお願いします。

(菊地職務代理者復席)

1. 議長(中山会長)

続いて、受付番号119番から129番について審議いたします。山中推進委員の退席をお願いします。

(山中推進委員退席)

1. 議長(中山会長)

それでは審議します。受付番号119番から129番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第3号の受付番号119番から129番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第3号の受付番号119番から129番については原案のとおり許可することに決定いたしました。山中推進委員の復席をお願いします。

(山中推進委員復席)

1. 議長(中山会長)

以上審議の結果、議案第3号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

1. 議長(中山会長)

続いて、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても14ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が13筆で、XXXXXXXXXX㎡です。貸し手が3人、借り手が3人となります。

権利の設定開始は、令和6年2月1日からとなります。

詳細につきましては、15ページの農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。

説明は以上です。

1 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。15ページの受付番号9番から13番は、山中推進委員が議事参与の制限となっております。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。

まず、受付番号1番から8番までについて審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号1番から8番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号1番から8番については原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、受付番号9番から13番について審議いたします。山中推進委員の退席をお願いします。

（山中推進委員退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号9番から13番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号9番から13番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号9番から13番については原案のとおり承認することに決定いたしました。山中推進委員の復席をお願いします。

（山中推進委員復席）

1 議 長（中山会長）

以上審議の結果、議案第4号は全て原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項3件について一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（千葉事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」をご報告いたします。議案書は16、17ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、 地区が4件、 地区が1件、 地区が1件となります。

申請理由は、建売住宅建築のための売買が3件、駐車場整備のための売買が1件、自己住宅建築のための使用貸借が1件、マンションのモデルルーム建築のための賃貸借が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書につい

て」をご報告いたします。議案書は18ページから22ページをご覧ください。

今回の合意解約は19件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが8件、耕作者変更のためのものが6件、中間管理事業に変更するためのものが1件、一級河川谷口川改修事業のためのものが4件となっております。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は23ページをご覧ください。

今回の移動届は2件となります。

申請理由は、農業用倉庫用地にするためのものが1件、携帯電話基地局用地にするためのものが1件となっております。

報告は以上です。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、12月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和5年12月11日

つくばみらい市農業委員会

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩